

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎町長 東 靖弘

市町村名 (市町村コード)	大崎町 (464686)
地域名 (地域内農業集落名)	中部地区 (假宿上・假宿下・上假宿・丸尾・馬場上・馬場・上三文字・西迫・町東・町西・文化通・中央通・天子ヶ丘・田中・西井俣)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積は比較的高いが、農地中間管理権の設定率は低く、圃場も分散しており効率的な農地利用が行われていないため、中間管理権や集積率をより一層高める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手農家以外の個人農家の意向も把握し、地域内外の担い手農家に集積・集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	149.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

人・農地プランの中部地区をベースとし、農業振興地域内を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や地域外参入者等の担い手に集積・集約をする。農地中間管理事業の推進をさらに進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用率は約19%と低いいため、より活用を推進し、農地の集積、集団化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現状で実施の予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

規模拡大志向をもつ地域内の担い手農家や近隣の担い手農家等に参入を促し、農地の集約を図り、効率的な農地利用を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】